

指定都市市長会体制図（令和５年５月１日現在）

※規約＝指定都市市長会規約

■役員（規約第５条）及び役員会（規約第１０条）

- 会 長：久元 喜造 神戸市長
 ※任期：令和４年４月１日から令和６年３月３１日まで
- 副会長：門川 大作 京都市長 清水 勇人 さいたま市長
 高島 宗一郎 福岡市長 松井 一實 広島市長
 ※任期：令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで

■特命担当市長（規約第１０条の２）

- ※任期：令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで
- 国会調整担当：担当市長：本村 賢太郎 相模原市長
 ＊指定都市を応援する国会議員の会との連携など国会調整に関する事。
- 危機管理・新型コロナウイルス対策担当：担当市長：大西 一史 熊本市長
 ＊大規模災害への対応など危機管理に関する事及び新型コロナウイルス感染症に関する事。
- 中核市連携担当：担当市長：中原 八一 新潟市長
 ＊中核市との連携に関する事。
- デジタル化推進担当：担当市長：永藤 英機 堺市長
 ＊自治体情報システム標準化・共通化の実現、デジタル社会の形成に関する事。
- 指定都市議長会連携担当：担当市長：山中 竹春 横浜市長
 ＊指定都市議長会との連携に関する事。
- 経済界との連携強化担当：担当市長：福田 紀彦 川崎市長
 ＊経済界との連携強化に関する事。
- 国際連携（Urban7）担当：担当市長：清水 勇人 さいたま市長
 ＊Urban7 など国際連携に関する事。

■部会（規約第１１条）

※令和４年４月１日から令和６年３月３１日までとし、必要に応じて見直すことができるものとする。ただし、その期間が満了しても、新たな部会の構成が決定するまでの間は、各部会の活動を継続するものとする。

□総務・財政部会

＊総務省、財務省、内閣府（こども施策を除く）及び厚生労働省（新型コロナウイルス感染症対策、こども施策を除く。）の所管に属する事項並びに他の部会の所管に属しない事項

部 会 長：大森 雅夫 岡山市長
 副部会長：神谷 俊一 千葉市長
 構成市長：福田 紀彦 川崎市長 山中 竹春 横浜市長

□交通・まちづくり部会

＊国土交通省の所管に属する事項

部 会 長：松井 一實 広島市長
 構成市長：中原 八一 新潟市長 久元 喜造 神戸市長
 大西 一史 熊本市長

□こども・教育・文化部会

＊内閣府（こども施策）、厚生労働省（こども施策）及び文部科学省の所管に属する事項

部 会 長：門川 大作 京都市長
 副部会長：郡 和子 仙台市長
 構成市長：本村 賢太郎 相模原市長 河村 たかし 名古屋市長
 横山 英幸 大阪市長 武内 和久 北九州市長

□エネルギー・環境（SDGs）部会

＊経済産業省、農林水産省及び環境省の所管に属する事項

部 会 長：秋元 克広 札幌市長
 構成市長：清水 勇人 さいたま市長 難波 喬司 静岡市長
 中野 祐介 浜松市長 永藤 英機 堺市長
 高島 宗一郎 福岡市長

■政策提言プロジェクト（規約第１２条）

※調査・研究期間等：令和４年４月１日～令和６年３月３１日（必要に応じて延長も検討）

□多様な大都市制度実現プロジェクト

＊多様な大都市制度実現に向けた国や政党、国会議員、各種団体等への働きかけなどの機運醸成の手法や機運醸成のため必要な課題について議論するとともに、第３３次地方制度調査会で議論される新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた地方制度のあり方等の諸課題に対する指定都市市長会としての主張をタイムリーに発信する。

担 当 市 長：福田 紀彦 川崎市長
 副担当市長：山中 竹春 横浜市長 河村 たかし 名古屋市長
 参 加 市 長：郡 和子 仙台市長 清水 勇人 さいたま市長
 神谷 俊一 千葉市長 本村 賢太郎 相模原市長
 難波 喬司 静岡市長 中野 祐介 浜松市長
 久元 喜造 神戸市長 大森 雅夫 岡山市長
 松井 一實 広島市長 大西 一史 熊本市長